

会員の新品・今ハマっていることなど近況をお知らせします!!!

半田社会保険労務士事務所 半田敏郎



新春を迎え ビジネスクラブ会員の皆様のご健康とご多幸を 心よりお祈りいたします
例会でお会いできる日を楽しみにしております
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます

ミズマ機器サービス(株) 水間徳之

新しい年がスタートし、先日は1年1ヶ月ぶりのリアル例会に参加し大変有意義で楽しい時間を過ごしました。この状況になってオンラインでの会議の便利さや手軽さも発見しましたが、やはり実際に会って話す事や飲食を共にして同じ時間を共有する事が人として生きていく上で必要な要素であると改めて実感しました。ご参加の会員、ゲストの皆様ありがとうございました。未知のウイルスや災害と明日の安心安全も確約されたものはありませんが、今日と明日を生きるために自分に関わってくれる人全てに感謝して日々の生活や仕事に向き合っていきたいと改めて感じた一日でした。

今年もよろしくお願い致します。

菅野雅弘司法書士事務所 菅野雅弘

～ 相続人申告制度 について ～

申告するその者が相続する者の一人であることを示す登記が、「相続人申告登記」である。これをしておけば、10万円の過料を納めることはない。相続人の一人だけでもできる簡単なことである。つまり、他に多くの相続人がいる場合でも、一人でできることなのである。「何某」と申出した者の氏名および住所が、登記簿の所有権の登記に付記されるのである。相続人が多数であっても、持分が記載されることはない。「フラグの登記」と言われている。相続が発生したという「旗」を立てる登記という訳だ。相続人申告登記には、登録免許税はかからない非課税である。登記申請ではなく申し出なのであるから、負担がかからないようにしている訳である。新法は自分が相続人になったことを知った時から、3年以内に相続登記を申請しなければならなくなり、この相続登記を懈怠すると金10万円以下の過料に処せられることになった事に対抗するには、この「相続人申告登記」が有効である。

山善工業 山川卓司

先日は皆様と久々にお会い出来たことに、大変感激しました。

会長をはじめ役員の方々は、例会直前まで判断を迫られるそんな時期でしたが、感染対策しながら開催できて良かったです。

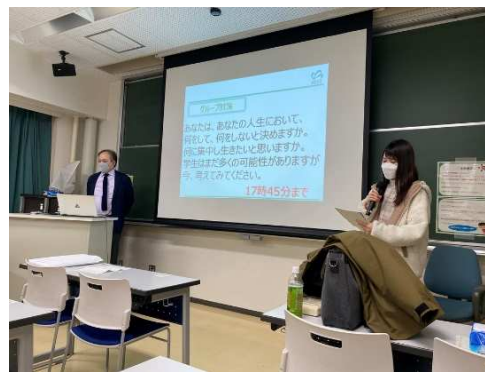
今後どういう状況になるか分かりませんが、オンライン例会にも、参加させて頂きながら今後も情報交換させてください(^o^)/

話は変わりますが、我が家では冬キャンプ&スノーボードを6歳の息子を連れて楽しんでおり、小さなかまくらの中に光を置いて雪に照らされる優しい光がたまらなく綺麗で、心が浄化されているようです。

それでは皆様、また元気に乾杯宜しくお願い致します

\(^o^)/





2021年12月

山形大学との連携授業で会社見学、大学での講義をさせていただきました。

私で5代目の社屋は、2代目よりリフォームと拡張を繰り返しながら稼働してきたので「古い」と思っています。そして今回の機会を利用して、今行っている作業説明を社員さんにして頂きました。

【学生の感想文より】

- ・ 整頓されていて古臭さを感じなかった
- ・ 社長と社員さんとのちょっとした会話が楽しそうだった
- ・ 苦手な部分は仲間の力を借り、得意な部分を伸ばす方針に共感した
- ・ 社員さんからの挨拶が気持ちよかった

など、普段は聞けない感想を頂くことができました。

日々仕事を追いかけて追っかけられると忘れてしまう「人」として当たり前のことを、当たり前でできる会社づくりをしていきたいと改めて感じさせてもらえた機会でした。

社員教育や人材育成など永遠の課題とも言えますが、まずは自身を律することを忘れず、一緒に働く仲間と家族を大切にすることが一番の教育になるのではないかと思います。2022年、人を大切にする経営を目指して行きます。本年もよろしくお祈りします。

今年もよろしく
お願いします



新会員さまのご報告(事務局より)

1月より、
株式会社 TOKU 設計
木村 徳之 様が
ご入会されましたので、
別紙にてご紹介いたします。

事務局からのお知らせ

次回の紙上例会の原稿は2月18日締め切りです。
会員へ資料・広告の配布を希望される方は事務局へ
ご連絡ください。

12月分の会員間取引額をお知らせします。	
12月分売上高	4,573,000円